

広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十号

広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

広島県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「知事の所管に属する」を削り、「第二条第二項の規定による」を「に基づき知事が行う」に、「（以下「法人」という。）の設立等」を「の設立の認証の手續等」に改める。

第二条の見出し中「認証申請」を「認証申請等」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第十条第一項（法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）、法第二十五条第四項又は法第四十四条第二項（法第五十一条第五項、法第五十八条第二項（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の申請書は、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

第二条に次の一項を加える。

5 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、誤記、誤載等であることが明らかであり、補正によって内容の同一性に影響を与えないと知事が認めたものとする。

第三条及び第四条を次のように改める。

（社員総会の議事録）

第三条 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の議事録は、次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（同条第一項に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成しなければならない。

- 一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- 三 社員総会の決議があったものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
（事業報告書等の提出等）

第四条 法第二十五条第六項の規定による届出又は法第五十二条第二項若しくは法第五十

五条第二項（法第六十二条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による提出は、規則で定めるところにより行わなければならない。

2 法第二十九条の事業報告書等は、毎事業年度初めの三月以内に規則で定める書面を添付して知事に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもが法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第二十五条第六項又は法第二十九条の規定により知事に届出又は提出する場合に準用する。

4 法第五十五条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類は、毎事業年度初めの三月以内に規則で定める書面を添付して知事に提出しなければならない。

5 前項の規定により提出する書類のうち法第五十四条第二項第二号に掲げる書類については、既に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書類の提出に代えることができる。

第七条中「この条例」を「第二章及び第三章並びにこの条例」に改め、同条を第十条とする。

第六条第一項中「第四十四条の三」を「第七十五条」に改め、同条を第九条とする。

第五条中「第四十四条の二」を「第七十四条」に改め、同条を第八条とする。

第四条の次に次の三条を加える。

（事業報告書の作成等）

第五条 法第二十八条第一項の事業報告書等又は法第五十四条第二項から第四項まで（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により作成される書類は、規則で定めるところにより作成しなければならない。

2 法第二十八条第一項若しくは第二項又は法第五十四条第一項から第四項まで（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置きについては、規則で定めるところにより行わなければならない。

（事業報告書の公開）

第六条 法第三十条又は法第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による閲覧は広島県庁において行うものとし、当該規定により閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）は、事業報告書を丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

2 知事は、閲覧者が、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある場合には、閲覧を中

止することができる。

3 法第三十条又は法第五十六条の規定による謄写については、規則で定めるところによる。

(認定等に関する公示事項)

第七条 法第四十九条第二項第五号（法第五十一条第五項、法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示事項については、規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。